

## 地位承継（譲渡）に伴う申請書類等について（旅館業）

### 【承継承認申請】（譲渡） 手数料 7,700 円

（☆）：所定の様式があるため、広島市ホームページよりダウンロードしてください。

	項目	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	申請書	承継承認申請書（譲渡）（☆）	※1
<input type="checkbox"/>	図面	1. 旅館の敷地から 200m 以内の地域の見取り図	※2
<input type="checkbox"/>	申請者	2. 旅館業の譲渡を証する書類（譲渡契約書等の写し等）（☆）	※3
<input type="checkbox"/>	申請者	3. 構造設備等に変更がない旨の申立書（☆）	
<input type="checkbox"/>	申請者	4. <u>譲受人（事業を譲り受ける予定の人）が法人の場合は、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書（最新のもの、写しでも可）</u>	※4
<input type="checkbox"/>	申請者	5. 旅館業からの暴力団排除条項に係る照会様式（☆）	※5

#### ★注意事項★

- 営業者が事業譲渡により、その営業者としての地位を承継しようとする場合は、事業を譲渡する前に申請して、保健所長の承認を受ける必要があります。（譲渡の効力が保健所長の承認より前に発生する場合は、新規の許可が必要となります。）
- 構造設備等に変更がある場合は変更届の提出が必要です。（変更内容が広島市旅館業許可事務及び指導要綱の「新しい許可が必要な場合」に該当した場合は新規の許可が必要です。）
- 事業の一部を譲渡する場合には、承継制度の対象外となります。

- ※1 承継承認申請書（譲渡）の申請者は、譲渡人（事業を譲り渡す予定の人）と譲受人（事業を譲り受ける予定の人）の連名です。
- ※2 縮尺、方位並びに法第 3 条第 3 項各号に掲げる施設の敷地及び当該敷地からの距離を記載したものを提出してください。
- ※3 譲渡が完了したことを証する書類ではなく、今後譲渡する旨を証する書類（譲渡の意思と譲渡の事実、譲渡の効力発生日が確認できるもの）が必要です。
- ※4 譲渡に伴い定款等の変更がある場合には、その一部変更等の手続を経た正式のものがが必要です。
- ※5 譲受人（事業を譲り受ける予定の人）の情報を記載したものを提出してください。

### 【許可証交付願】（譲渡）

（☆）：所定の様式があるため、広島市ホームページよりダウンロードしてください。

	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	地位承継に伴う許可証交付願（☆）	※6
<input type="checkbox"/>	1. 営業許可証（原本）	※7

- ※6 届出者は、譲受人（事業を譲り受けた人）となります。
- ※7 営業許可証を紛失している場合は本人確認書類の添付等が必要になる場合がありますので、手続き前に保健所にご相談ください。